ロ　当該特定契約申込者が、イに規定する出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該指定電気事業者が当該特定契約申込者に書面等により、回避措置を講じたこと並びに回避措置を講じてもなお当該指定電気事業者の一般送配電事業又は特定送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）。

ハ　当該特定契約申込者が、イに規定する出力の抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

十二　特定契約申込者が、特定契約申込者の認定発電設備と指定電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約を締結した場合において、当該指定電気事業者から当該接続に係る契約の締結後相当の期間内に当該認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給を開始することができることを示すことを求められたにもかかわらず、これを示すことができないこと。

十三　特定契約申込者が、特定契約申込者の認定発電設備と指定電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続を行おうとする場合（特定上限を超えて出力の抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、需要の増加その他の事情の変化により追加的に当該再生可能エネルギー発電設備によって発電された電気を受け入れることが可能となった場合に限る。）にあっては、当該特定契約申込者が、経済産業大臣が指定電気事業者ごとに定める条件に従わないこと。

2　特定契約電気事業者は、前項第八号イからニまで及び第十一号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

3　特定契約電気事業者は、第一項第八号イからニまでに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行ったときには、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

4　指定電気事業者は、第一項第十一号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならない。

（交付金の額の算定方法）

第二十一条　法第二十九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第二十九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号及び第二号に掲げる額（当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条及び第二十四条において同じ。）で行われる場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、及び第三号に掲げる額を控除するものとする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

一・二　［略］

三　［新設］

［削る］

2　特定契約電気事業者は、第一項第八号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならない。

3　特定契約電気事業者は、前項第八号イからニまでに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。

［削る］

4　特定契約電気事業者は、第一項第八号イからニまでに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。

（交付金の額の算定方法）

第二十一条　法第二十九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第二十九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号から第三号までに掲げる額（当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条及び第二十四条において同じ。）で行われる場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、及び第四号に掲げる額を控除するものとする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

一・二　［略］

三　前号に掲げる額と別に、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより、電気事業者が、当該再生可能エネルギー発電設備を設置する場所をその供給区域とする一般送配電事業者の周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力を確保するための費用を追加的に負担する場合、その平均の費用として経済産業大臣が定める額

四　［略］